

## 第6回

# (仮称) 対馬市市民基本条例検討委員会 ワーキング部会資料 1



●第7回対馬市市民基本条例検討委員会意見要旨

●(仮称)対馬市市民基本条例（たたき台）の協議  
決定内容（資料を含む。）

●ワーキング部会員からの条例に対する意見

●地域との意見交換（案）

平成23年5月30日（月）

第7回（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会  
意見要旨

日 時：平成23年5月24日（火） 13：30～17：00  
場 所：豊玉町保健センター

<出席者> 委員：13名 事務局：3名

<内容>

○ 条例（たたき台）の検討について

⇒ 前回の検討委員会で、第4章の検討に入っていたため、今回は第4章からの検討とし、最後まで検討した後に、検討中に出た課題についての協議を最初から行うこととした。  
資料1にそって章ごとに事務局が説明し、あらかじめ取りまとめておいた意見の協議等を行った。

《第4章》市政運営

<委員の意見>

**[第14条]**

- ・ 異なる部署から似た経費が出されることがあり、事業をする際など混乱してしまう。横の連携が取れ、かつ機動性を求める表現は難しいか。  
⇒ 市役所の組織体制からはなかなか難しい。
- ・ “柔軟で流動的”は必ずしも必要ではないのではないか。
- ・ “能率的”“効果的”はどう違うのか。似た言葉が並んでいる気がする。

[第14条まとめ]

- ・ “能率的で、効率的な”を“能率的で、効果的な”に改める。
- ・ “流動的な”を“機動性のある”に改める。

**[第15条]**

- ・ 第15条第3項に有村委員の意見を追加してはどうか。

[第15条まとめ]

- ・ 有村委員の意見については事務局内で一旦検討させてもらう。
- ・ “機会並びに広く”を“機会を確保し広く”に改める。

**[第16条]**

- ・ 健全な財政運営についての記述が簡単すぎる。数項に分けてあげた方がよい。

[第16条まとめ]

- ・ “ 行政は、将来にわたって財政の健全化を確保するため、中長期の財政計画を策定しなければならない。  
2 予算及び決算その他の市の財政状況について市民に分かりやすく公表しなければならない。”に改める。

**[第 18 条]**

- ・ “個人の権利利益の保護” というのが読みづらい。

**[第 18 条まとめ]**

- ・ “個人の権利利益の保護” は “個人の権利と利益の保護” に改める。

《第 5 章》情報共有、参画及び協働

〈委員の意見〉

**[第 20 条]**

- ・ “分かりやすく、かつ、適時に” の “かつ、” を削除してはどうか。

**[第 20 条まとめ]**

- ・ 第 1 項中の “、かつ、” を削除する。

**[第 21 条]**

- ・ 説明責任を条文化していただきたい。
- ・ 説明責任についての条文を追加することについて、行政を責めるわけではなく、スピード化を求めたい。誠実に速やかに対応していただければよいと思った。

**[第 21 条まとめ]**

- ・ 責任説明について高松市の条文を参考に条文化する。

**[第 22 条]**

- ・ “基本的な政策” とは何か。  
⇒ こういった条例や、地域の基本計画など公聴制度の範囲内のものをいう。
- ・ 何かを決めるときは、必ずパブリックコメントを求めないといけないのか。  
⇒ 手続きとしては取る方向でと考えている。
- ・ パブリックコメントを受けて意思決定した分を公表する旨の追記はないのか。
- ・ “意思決定を行わなければならない” を “策定しなければならない” に変えたら不都合はあるか。  
⇒ 意見を受けて委員会等にはかるため、現行の方が重みがあると考えられる。

**[第 22 条まとめ]**

- ・ 全文を通し、“意志” を “意思” に改める。
- ・ パブリックコメントを受け、意思決定したものを公表する旨を条文化するかどうかについては、後日協議する。

**[第 23 条]**

- ・ 今年度は女性の登用が少ない。  
⇒ 後の男女共同参画で取り上げる。
- ・ 全体的な語尾について、“努めなければならない” とあるが、“しなければならない” との違いはどこにあるのか。

**[第 23 条まとめ]**

- ・ “努めなければならない” は努力規定、“しなければならない” は義務となる。これについてはワーキング部会でも話が出たので、次回の検討委員会までには検討したものをお知らせしたい。

**[第 24 条]**

- ・ “主体的に”を“積極的に”に改めてはどうか。
- ・ 市民参画の意味合いが分かりにくい。現に、回覧板にしても申込期日や開催日時が切れたものが多い。
  - ⇒ “情報の共有”に当てはまる事項なのではないか。

[第24条まとめ]

- ・ “主体的に”を“積極的に”に改める。

[第26条]

- ・ “男女が社会的の対等な構成員として”等、強い言葉を入れたほうがよい。
- ・ 一般的に女性は弱いとされているが、最近では男性でも弱者がいる。男女平等という意味を考えると取扱いが難しい。

[第26条まとめ]

- ・ 平山委員の意見に“男女が社会の平等な構成員として”を盛り込み、次回、事務局から提案し協議する。

《第6章》住民投票

- ⇒ 事務局より、**資料3**を参考として現行の対馬市の条例（案）は非常設型であることを説明した。

〈委員の意見〉

[第27条]

- ・ 住民投票についてはとても難しい。まず、この条文を条例（案）に入れるかどうか、入れるならどの程度まで踏み込むかが問題になる。今回は情報提供程度にし、次回の検討委員会で時間をとって検討してはどうか。
- ・ 現実に住民投票が行われた事例はあるのか。
  - ⇒ 地方自治法に則って行われたリコール等があったことを説明した。
- ・ 先日行われた、病院移転にかかるアンケートは時間があれば住民投票の対象になるのか。
  - ⇒ 地方自治法の中に具体的な規定はないが、可能性はあると思われる。
- ・ 安易に住民投票が乱発されるようなことは避けないといけない。

[第27条まとめ]

- ・ 住民投票については、条例（案）に含めるか、含めるならどの程度まで定めるかは次回検討委員会で協議する。
- ・ 事務局は、全国で住民投票が行われた事例の一覧を参考として委員へ配布する。

《第7章》国際交流の推進 《第8章》自然環境との共生によるまちづくり

〈委員の意見〉

- ・ 第28条について、条文の中に一国の名称（韓国）を入れるのはどうか。
- ・ 韓国を入れた現行がよいのではないか。
- ・ 韓国のみを示しているわけではないし、東アジアと書くと広すぎるので、それならあえて書かないほうがよいのではないか。国際交流を考えるのであれば、もっと広域（アメリカ等含めた形）で考えたほうがよい。

- ・ 第 28 条、第 29 条は必要か。総合計画内にあるものを敢えてあげないといけないのか。総合計画は市の施策であり、市民基本条例は市民・行政・議会の役割等についてうたっている。そう考えると、この条例に市の施策は不要なのではないか。
  - ・ 第 29 条について、どちらかという環境条例にあてはまるのではないか。
  - ・ 今後は自然との共生や再生をはかるべきであり、人と自然が共存する文言がほしいと思う。
  - ・ この条文を残すのであれば、対馬らしいところをどのように探求していくかが課題となる。この第 7 章と第 8 章を一緒にするのはどうか。残すなら章を 1 本化して、強調したいものをはっきりさせる手段もある。
  - ・ “個性を出したい” “分かりやすい” と考えれば、やはり対馬は韓国抜きには考えられない。市外の方からもそのように考えられている。現行の方がよいと思う。
- [第 28 条、第 29 条まとめ]
- ・ 次回検討委員会にて、いくつかの（案）を提示し、それを元に検討する。

## 《第 9 章》条例の検証及び見直し

### 〈委員の意見〉

#### [第 30 条]

- ・ “別に条例を定めるところにより” を、要綱等に改めてはどうか。

#### [第 30 条まとめ]

- ・ “別に条例を定めるところにより” を“別に定めるところにより” に改め、規則若しくは要綱で取り扱う。

#### [その他]

- ・ 『命を守る』ということからも、危機管理体制についてどこかに加えてはどうか。
- ・ 危機管理体制とは、今、避難場所の再検討をしているが、加えるとしたらそういう内容になるのか。
  - ⇒ （事務局より加える場合の文例を紹介。）入れるとすれば、市政運営の最後に入れるのがよいと考えられるが、入れる場合についての条文（案）等については次回提案する。

## 《条例（たたき台）の修正案協議》

※ 資料 2 の前文から第 4 章まで、事務局より説明。

### 〈委員の意見〉

- ・ 前文について、他の自治体には雨森芳洲等のように氏名を用いた例はなかった。氏名が入っていることについて、やはり違和感がする。
  - ⇒ 前文については、全てを見直した後に再度検討する。
- ・ 第 7 条第 3 項の“分任”は分かりづらい。地方自治法ではどのような表現になっているのか。

- ・その他の項目については、事務局提案どおりに決定。

○ 条例名募集の方法（案）について

〈委員の意見〉

- ・ 条例名の採用者には何か賞品があるのか。

⇒ 市民協働の観点から、今のところは予定していない。検討委員会で必要だという声があがれば検討する。

○ 地域との意見交換（案）について

委員から特に意見はなかったが、地域との意見交換会の予定時期について、事務局より平成23年8月中旬～9月上旬に変更する旨説明した。

《まとめ》

今回で各章ごとの検討を終え、条例（案）全体の見直し協議に入った。次回検討委員会は、今回検討を終えた条文以降についての検討をし、最後に前文の見直しを行う。また、住民投票についての条文についても検討する。

次回検討委員会は6月1日に行う。開催文書を送付する旨連絡した。

以上の連絡事項を終え、17時に終了した。

(仮称) 対馬市市民基本条例 (たたき台)

目次

前文

第1章 総 則 (第1条―第3条)

第2章 まちづくりの基本理念及び基本原則 (第4条―第5条)

第3章 市民、議会及び行政等の責務と役割 (第6条―第12条)

第4章 市政運営 (第13条―第19条)

第5章 情報共有、参画及び協働 (第20条―第26条)

第6章 住民投票 (第27条)

第7章 国際交流の推進 (第28条)

第8章 自然環境との共生によるまちづくり (第29条)

第9章 条例の検証及び見直し (第30条―第31条)

附則

前 文

私たちの島、対馬は、古の時から大陸との人、モノ、文化の交流の窓口となり、時代の局面の架け橋として、海峡に位置する独特な地理的環境をもって歴史をつなぐ重要な役割を果たしてきました。また、島という環境が希少価値ある多様な動植物の命を育み、絆で支え合う人々の生活、豊かな自然の恵みからなる産業、個性と特色ある文化を生み出してきました。

島内外との多様なつながりの中で生きてきた対馬の先人たちは、大陸との交流や日々の暮らしの中から得た知見を今でも私たちに伝えています。雨森芳洲の「誠心交隣」や陶山訥庵の偉業は、時代を超えた今でもあせることなく私たちの中で語り継がれてきて

います。

そして、行政として別々であった6つの町は、平成の大合併を経て「対馬市」として一つとなりました。しかし、私たちは今、島に住む者として「ひとつ」になっているでしょうか。自然への畏敬の念やもてなしの心や思いやりの気持ちを抱いているでしょうか。地域の絆や人とのつながりを失ってはいないでしょうか。時代の変化が激しい昨今、人々の輪が崩れ、迷い、寂しい思いを抱く「無縁社会」は、決して他人事ではなく、私たちの生活の中にも忍び寄ってきています。

今こそ、島に生きる人々の絆を紡ぎ直し、明日を担う世代が誇りを持って「私の故郷は対馬」と胸を張れるようにしていくために、これまで以上に市民が市政に関わる、新たな仕組みづくりが必要です。

そこで、更に市民協働を推進し、地域主権を確立するためには、市民、議会及び行政のそれぞれの役割や責務を明確にするとともに、これからの私たちが主体的にめざすまちづくりの方向性を示す最高規範として、ここに（仮称）対馬市市民基本条例を制定します。

<p>○前文の中に先人の個人名称を入れることに多少違和感を感じます。（國分委員）</p> <p>○雨森芳洲の前に『中でも』を挿入し、先人の代表的な人物という表現には出来ないか。 （第5回ワーキング部会）</p>
---

## 第1章 総 則

（目 的）

第1条 この条例は、対馬市における個性豊かで活力に満ちた社会を構築していくために、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び行政の役割と責務並びに情報共有と市民参画と協働によるまちづくりの基本的事項を定めることにより、地域主権をめざした市民主体のまちづくりの実現を目的とする。

(最高規範性)

第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本的事項に関して定めた、本市の最高規範であり市民、議会及び行政は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

- 『最高規範性』を『位置づけ』等わかりやすい表現にするかを検討する。
- 第2条（最高規範性）と第3条（定義）の条文順序を検討する。

(第6回検討委員会)

**【決定事項】**

- 第2条を第3条に繰り下げる。
- 第3条を次のように改める。

第3条 この条例は、本市のまちづくりの基本的事項に定めるものであり市民、議会及び行政は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

(定 義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住む人、働く人、学ぶ人、活動する人、事業を営む人をいう。

- 第1号条文中”市民”の定義を「市内に居住する人及び市内で事業を行い、または活動を行う個人または法人その他の団体をいう。」などわかりやすい表現に改める。

(第6回検討委員会)

**【決定事項】**

- 第3条を第2条に繰り上げる。
- 第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 市民 市内に居住する人及び市内で事業を行い、または活動を行う個人または法人その他の団体をいう。

(2) 子ども 20歳未満の青少年、子どもをいう。

○第2号”子ども”の定義を『20歳未満を指す』等、わかりやすい表現に改める。

(第6回検討委員会)

○第2号”子ども”の定義については、長崎県少年保護育成条例を参考にしながら、わかりやすい表現にすればよいのではないか。

○第2号”子ども”の定義について、『18歳未満』で良いのではないか。

(第5回ワーキング部会)

**【決定事項】**

○第2号を削除し、以下を繰り上げる。

- (3)行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。
- (4)まちづくり 市民が安心、安全に暮らし、心豊かに生活できる環境をつくるため、市民、議会及び行政が行う公共的な活動をいう。
- (5)市政 まちづくりのうち、議会又は行政が行う活動をいう。
- (6)参画 市民が市政及び地域のまちづくりに主体的に関与することをいう。
- (7)協働 市民、議会及び行政が、または市民相互が、互いを理解し、対等な立場で、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目的達成のために共に取り組むことをいう。
- (8)行政評価 行政が実施している政策、施策や事務事業について、成果の目安等を用いて有効性、効率性、必要性を評価することであり、行政自らが住民の視点に立って点検・評価し、その結果を次の企画立案に生かすことによって政策の質的向上を図ることをいう。
- (9)個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報、その他の団体の情報に含まれる当該法人その他の団体役員に関する情報及び実施機関の職員に関する情報を除く。
- (10)パブリックコメント 行政が市の基本的な政策等の策定に当たって、広く公に、

意見、情報、改善案などを求める手続きをいう。

○第3条”定義”の項目は、再度検討する。(条例案全体を見た中で)

(第6回検討委員会)

## 第2章 まちづくりの基本理念及び基本原則

(まちづくりの基本理念)

第4条 まちづくりの基本理念は、市民、議会及び行政が一体となって行うものとする。

- 2 行政及び議会は、市民の信託に基づき、個人の尊厳及び自由が尊重され、かつ、公正で開かれたまちづくりを推進するものとする。
- 3 市民、議会及び行政は、地域の個性及び自立性を尊重した地域のまちづくりを推進するものとする。

○第1項中の『まちづくりの基本理念』を『まちづくり』に改める。

(第6回検討委員会)

### 【決定事項】

○第1項中の『まちづくりの基本理念』を『まちづくり』に改める。

(まちづくりの基本原則)

第5条 市民、議会及び行政は、次の各号に掲げる事項を基本原則として、まちづくりを行うものとする。

- (1)情報共有の原則 まちづくりに関する情報をお互いに共有すること。
- (2)市民参画の原則 市民参画の機会を保障し、市政運営を行うこと。
- (3)協働の原則 協働によりまちづくりの課題の解決に当たること。

## 第3章 市民、議会及び行政等の責務と役割

(市民の権利)

第6条 市民は、市政に参画する権利を有する。

- 2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。
- 3 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。
- 4 子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

**【決定事項】**

○第6条第4項の“子ども”を“20歳未満の市民（以下「子ども」という。）”に改める。

(市民の責務と役割)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、広い視野に立って、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

- 2 市民は、まちづくりの主体として、地域社会の活性化を図るとともに、市政・まちづくりへ積極的に参画し、自らまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

○第7条に市民の責務として『納税等の義務』の内容を盛り込みべきではないか。第6条の市民の権利に比べ、市民の責務が少ないように感じる。条文に盛り込むようであれば、『行政サービスの応分の負担』など柔らかい形で条文化できないか。(第6回検討委員会)

**【決定事項】**

- 第7条第2項の次に「行政サービスに伴う応分の負担」条文を追加する。
- 条文については、事務局から「3 市民は行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。」と提案があったが、“分任”がわかりにくいいため、修正し、次回提案する。
- (事務局案)
- 3 市民は行政サービスに伴う負担を分かち合わなければならない。

(子どもの育成)

第8条 市民、議会及び行政は、子どもを人として尊び、社会の一員として、重んずるとともに、将来の対馬市を担っていく子どもが安心安全で、健やかに育つ環境づくりに

努めなければならない。

(地域コミュニティの育成)

第9条 市民、議会及び行政は、互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団（以下「地域コミュニティ」という。）がまちづくりの担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。

2 議会及び行政は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。

3 行政は、地域コミュニティの活動を支援するため、必要な施策を講じるよう努めなければならない。

(議会の責務と役割)

第10条 議会は、法令で定めるところにより、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される市政の意志決定機関であり、市政運営の監視及びけん制に係る機能を果たすものとする。

○『市政運営の監視及びけん制に係る機能』の部分を、他の自治体を参考にしながら、わかりやすく改める。 (第6回検討委員会)

【決定事項】

○第10条を次のように改める。

第10条 議会は、法令で定めるところにより、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される市政の意志決定機関であり、市政運営の監視、政策立案及び市政への提言を行うものとする。

2 議会は、市民に開かれた議会運営を行い、市民の意見を市政に反映させるよう努めなければならない。

○「議会は積極的に調査研究を行う」、「議員は、自己研さんに努めるとともに、地域の課題および市民の意見を把握し、総合的な視点に立って…」を挿入すべき。(有村委員)

【決定事項】

○第 10 条第 2 項を次のように改める。

- 2 議会は、市民に開かれた議会運営を行い、地域の課題及び市民の意見を把握し、総合的な視点に立って調査研究を行うとともに市民の意見を市政に反映させるよう努めなければならない。

(市長の責務と役割)

第 11 条 市長は、市民の代表者として、市民の信託に応え、毎年市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

(市職員の責務と役割)

第 12 条 市職員は、市民の信託に基づいていることを自覚し、市民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等及び上司の命令に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

○『及び上司の命令に従い』は、削除する。

(第 6 回検討委員会)

【決定事項】

○第 12 条第 1 項を次のように改める。

- 第 12 条 市職員は、市民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努め、地域の課題に的確に対応しなければならない。

## 第 4 章 市政運営

(効率的な市政運営)

第 13 条 行政は、行政課題の早期解決並びに市民サービスの維持・向上を図るため、限られた財源と人材を有効に活用し、市民満足度の高い、効率的で効果的な市政運営

に努めなければならない。

(組織体制)

第14条 行政は、適正かつ能率的で、効率的な市政運営に対応するよう、柔軟で流動的な組織体制を整備しなければならない。

- 『流動的な』と言う表現は適さないため、『横断的』など横の連携が図られるようなわかりやすい表現に改める。(第6回検討委員会)
- 「流動的な」を「機動性のある」に改めたらどうか。(平山委員)

【決定事項】

- 第14条を次のように条文を改める。  
行政は、適正かつ能率的で、効果的な市政運営に対応するよう、柔軟で機動性のある組織体制を整備しなければならない。

(総合計画)

第15条 行政は、総合的かつ計画的な市政運営を図るために総合計画を策定するものとする。

2 総合計画の策定に当たっては、市民参画の機会並びに広く市民の意見を反映させるよう努めなければならない。

- 「適切に進行管理を行うとともに、定期的に進捗状況を市民に公表するものとする」を追加すべき(有村委員)→事務局内で検討させていただく。(第7回検討委員会)
- 「並びに」を「を確保し」に改めたらどうか。(平山委員)

【決定事項】

- 第15条第2項を次のように条文を改める。  
総合計画の策定に当たっては、市民参画の機会を確保し広く市民の意見を反映させるよう努めなければならない。

(健全な財政運営)

第16条 行政は、財政計画等を策定し、計画的に財政の健全化を図り、財政状況につい

て市民に公表しなければならない。

○対馬市においては、特に財政面について、今後共問題のあるところであるので他の市町のように具体的に方針を列挙する必要があると思われる。(有村委員)、(ワーキング部会委員)

○次のように改めたらどうか。(平山委員)

「行政は、将来にわたって財政の健全化を確保するため、中長期の財政計画を策定しなければならない。

2 予算及び決算その他市の財政状況について市民に分かりやすく公表しなければならない。」

【決定事項】

○第16条を次のように条文を改める。

第16条 行政は、将来にわたって財政の健全化を確保するため、中長期の財政計画を策定しなければならない。

2 予算及び決算その他市の財政状況について市民に分かりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第17条 行政は、市政運営において、市民に対する説明責任を果たすとともに市民本位の効率的で質の高い、行財政運営及び市民の視点に立った成果重視の行政への転換を一層推進するため、別に定めるところにより行政評価を実施しなければならない。

2 行政は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策、事業などに反映するよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 議会及び行政は、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資するため、別に条例で定めるところにより本市が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に努めなければならない。

○第18条中、『条例に定めるところにより』の部分で既存の条例名を入れた方がわかりやすいのではないかと。→他の条例名の改正により、その都度改正が必要となる。(保留)

○第17条、第19条、第21条中にも同様の表現がなされている。

(第6回検討委員会)

**【決定事項】**

○第 18 条中の「個人の権利利益の保護」を「個人の権利と利益」に改める。

(行政手続)

第 19 条 行政は、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより処分、行政指導及び届出に関する手続きに関し、共通事項を明らかにし、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものとする。

**第 5 章 情報共有、参画及び協働**

(情報の共有)

第 20 条 行政は、市政に関する情報を積極的に、分かりやすく、かつ、適時に市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 行政は、参画と協働による市政運営に資するため、市民と情報を共有するための仕組みの整備を図らなければならない。

**【決定事項】**

○第 20 条中の「分かりやすく、かつ、適時に」を「分かりやすく適時に」に改める。

(情報公開)

第 21 条 行政は、行政情報の公開を求める市民の権利を明らかにするとともに、市民に説明する責務の全うと、市民の市政への参加の促進を図るため、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報は原則として公開しなければならない。

○情報公開はありますが、市政に関する意見・要望・苦情等のこともあってもよいのではと思います。説明責任を追加できないか。(豊田委員)

**【決定事項】**

○第 21 条の次に「説明責任等」の条文を追加する。→条文は次回検討。

**【事務局案】**

(説明責任等)

第 22 条 行政は、政策等の立案、実施及び評価の各過程において、市民に分かりやすく説明しなければならない。

2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、苦情等に対し、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応しなければならない。

(パブリックコメント)

第 22 条 行政は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に必要な情報を市民へ公表し、意見を求めるとともに、これを考慮して意志決定を行わなければならない。

○「意志」を「意思」に。全文を通して。(平山委員)

○パブリックコメントを受け、意思決定したものを公表する旨を条文化できないか。

(第 7 回検討委員会) →事務局で検討し、次回協議する。

→事務局の見解としては、パブリックコメントを求めた事項については、決定後、公表されており支障がないと考える。

**【決定事項】**

○全文を通して“意志”を“意思”に改める。(第 10 条中、第 27 条)

(審議会等の参加)

第 23 条 行政は、法令に基づき設置する附属機関及びこれに類する機関の委員を選任する場合は、その委員の一部には、市民からの公募により委員を選任するよう努めなければならない。

(市民参画)

第 24 条 市民は、自らが地域の自治の担い手であるとの認識のもと、互いに助け合い、

主体的に地域のまちづくりに取り組むものとする。

- 2 議会及び行政は、市民が市政及びまちづくりに参画しやすい環境を整備しなければならない。

**【決定事項】**

○第24条第1項中の“主体的”を“積極的”に改める。

(協働)

第25条 市民、議会及び行政は、互いに対等の関係で目的と情報を共有し、相互理解と連携協力のもと、まちづくりに取り組むよう努めなければならない。

- 2 行政は、協働を推進するための仕組みを整備するとともに、協働の推進に当たっては、市民の自主的な活動を支援するものとする。

(男女共同参画)

第26条 市民、議会及び行政は、男女の平等を基本とし、共同でまちづくりを進めなければならない。

○「男女の平等を基本とし、共同でまちづくりを進めなければならない。」を「男女がお互いの人権を尊重しつつ、協働でまちづくりに参画できるよう努めなければならない。」に。(平山委員)

○“男女が社会の平等な構成員として”を条文に入れることは出来ないか。  
(第7回検討委員会)

**【次回検討事項】**

○条文案を事務局で検討し、次回検討する。

→事務局(案)

第26条 市民、議会及び行政は、男女が社会の平等な構成員としてお互いの人権を尊重しつつ、協働でまちづくりに参画できるよう努めなければならない。

## 第6章 住民投票

(住民投票)

第27条 市長は、市政に関し、特に重要な事業について、市民の意志を確認するため、住民投票を実施することができる。

- 2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 3 第1項の住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定める。

### 【次回検討事項】

- 今回は、住民投票制度の理解と意見交換を行い、次回に次の事項を検討し、協議、決定する。
  - ・住民投票の項目を市民基本条例（案）に盛り込むか、また、盛り込む場合、どの程度まで盛り込むかを協議する。
  - ・事務局で、全国で住民投票が行われた事例の一覧を参考資料として提出する。

## 第7章 国際交流の推進

(国際交流の推進)

第28条 市民、議会及び行政は、東アジアに輝く交流の島づくりを推進するため、まちづくりその他の各種分野において、韓国をはじめとする国際交流及び連携に努めるものとする。

- 「東アジアに輝く……努めるものとする。」を「国際社会で輝く交流の島「対馬」を推進するため、まちづくりやその他あらゆる分野において、東アジアをはじめとする国際交流及び連携に努めるものとする。」に改めたらどうか。(平山委員)
- 条文の中に韓国（1国）の名称を入れるのに、違和感を感じる。(第7回検討委員会)
- 第28条、第29条は必要か。総合計画に掲げられているものであり、敢えて掲げる必要があるか。(第7回検討委員会)

### 【次回検討事項】

- 第29条とあわせ、次回再度検討する。

## 第8章 自然環境との共生によるまちづくり

(自然環境との共生によるまちづくり)

第29条 市民、議会及び行政は、対馬の豊かな自然環境を対馬の将来を担う次世代に引き継いでいくため、自然環境と共生したまちづくりを推進していかなければならない。

- 「対馬の将来を担う」は削除したらどうか。(平山委員)
- 第29条の内容については、環境基本条例の中に盛り込まれるのではないか。
- 第28条同様、入れる必要があるか。

**【次回検討事項】**

- 第28条とあわせ、次回再度検討する。
- 第28条と第29条で「対馬らしさ」を出すようであれば、1つの条文に統合できないか。  
→委員長の方で検討を行う。

**第9章 条例の検証及び見直し**

(条例の検証)

第30条 市長は、この条例の趣旨に照らして、各項目の状況を把握し、検証するため、別に条例を定めるところにより、対馬市市民基本条例推進審議会を置く。

**【決定事項】**

- “別に条例を定めるところにより”を“別に定めるところにより”に改める。

(条例の見直し)

第31条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

- 福祉関係では災害時等一人の犠牲者を出さないよう学習会を設けたりしているようです。震災を機会に、加えたらどうでしょうか。(豊田委員)
- おおむね“解りやすい平易な文言”での内容にしていきたい。
- “努めなければならない。”、“しなければならない”はどう違うのか。統一されないのか。(第7回検討委員会、ワーキング部会委員意見)

**【決定事項】**

- 第19条の次に危機管理の項目を挿入する。→条文案については次回検討。

**【事務局案】**

(危機管理)

第20条 行政は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携・協力を図るものとする。

## II 個別型住民投票条例の制定及び実施状況

\*備考欄の「修正」表示以外は可決を表し、日付は投票実施日

議決日	自治体名	条例の名称又はテーマ	制定方法	備考
82.07.19	高知県窪川町	窪川町原子力発電所設置についての町民投票に関する条例	町長提案	
88.07.12	鳥取県米子市	中海淡水化賛否についての市民投票に関する条例	直接請求	修正
93.02.26	三重県南島町	南島町における原子力発電所設置についての町民投票に関する条例	議員提案	
93.10.05	宮崎県串間町	串間町における原子力発電所設置についての市民投票に関する条例	市長提案	
95.03.24	三重県南島町	南島町における原子力発電所の建設に伴う事前環境調査についての町民投票に関する条例	議員提案	
95.06.26	新潟県巻町	巻町における原子力発電所建設についての住民投票に関する条例	議員提案	96.08.04
95.12.14	三重県紀勢町	紀勢町における原子力発電所設置についての町民投票に関する条例	議員提案	
96.03.18	高知県日高村	日高村産業廃棄物処理施設設置についての村民投票に関する条例(注)	議員提案	
96.06.21	沖縄県	日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例	直接請求	96.09.08
97.01.14	岐阜県御嵩町	産業廃棄物処理施設の設置	直接請求	97.06.22
97.04.30	宮崎県小林市	産業廃棄物処理施設の設置	直接請求	97.11.16
97.10.02	沖縄県名護市	米軍のヘリ基地建設	直接請求	97.12.21
98.01.14	岡山県吉永町	産業廃棄物処理施設の設置	直接請求	98.02.28
98.04.13	宮城県白石市	産業廃棄物処理施設の設置	首長提案	98.06.14
98.08.07	千葉県海上町	産業廃棄物処理施設の設置	首長提案	99.07.04
98.12.14	長崎県小長井町	採石場の新設・拡張	首長提案	99.07.04
99.06.21	徳島県徳島市	吉野川可動堰の建設	議員提案	00.01.23
00.09.25	兵庫県温泉町	産業廃棄物処理施設の設置	議員提案	
	三重県旧海山町 (現紀北町)	原子力発電所の誘致	首長提案	01.11.18
	新潟県刈羽村	原発プルサーマル計画の導入	直接請求	01.05.27
	高知県日高村	産業廃棄物処理施設の設置	直接請求	03.10.26
	兵庫県一宮町	合併に伴う新市の地名	首長提案	05.01.09
	千葉県袖ヶ浦市	都市計画事業	直接請求	05.10.23
	.....	.....		
	福岡県飯塚市	飯塚市議会解散住民投票	直接請求	07.02.04
07.10.25	千葉県四街道市	地域交流センター建設の是非を問う住民投票	直接請求	07.12.09

(注) 高知県日高村の条例は、制定後、廃止されている。

\* 以上のほか、市町村合併の是非をめぐる多数の実施事例が見られるが、詳細は省略する。

## ワーキング部会員からの条例案に対する意見

### 【第4回ワーキング部会における意見】

- 「努めなければならない」という表現が多く、努力目標的な表現でしかない。「～しなければならない。」という表現にすべきところもあるのではないか。
- 財政状況についての項目が少なすぎるのではないか。
- 市民の責務については、納税の責務が含まれていないが、他の自治体の条例には盛り込まれているところもある。市民の権利ばかりの主張に見え、義務と権利等の調整からも盛り込むべきではないか。（検討委員会へ具申）

### 【ワーキング部会委員からの意見（ワーキング部会終了後）】

- 前文に歴史的人物（雨森芳洲、陶山訥庵）の記述をすることについて疑問を感じます。歴史的に功績を残してきた先人は、この二人に限るものではなく、市の基本条例にあえて氏名を特記することはおかしいのではないかと思います。（検討委員会へ具申）

# 地域との意見交換（案）について

（地域との意見交換の基本的考え方）

地域との意見交換については、（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会が主体的に実施することとし、意見交換における市民の参画については、ワーキング部会及び事務局において対応するものとする。

## 地域との意見交換実施スケジュール

H23.5.24

地域との意見交換開催概要の検討

第7回検討委員会

H23.5.30

地域との意見交換開催概要の検討

第6回ワーキング部会（開催概要の詳細）

H23.6.1

地域との意見交換開催概要の決定

第8回検討委員会

H23.7中旬

地域との意見交換実施（6回）

H23.8中旬～

地域との意見交換内容検討

第8回ワーキング部会

H23.9中旬

地域との意見交換を踏まえた答申する  
条例（案）の決定

第9回検討委員会

## 地域との意見交換開催概要

（開催方法）

各町単位（6回）で地域とのこの条例（案）についての意見交換を実施することとし、市民はもちろん、各種委員、団体等への呼びかけを実施し、幅広い参画を求め、多くの市民の意見を聴取する。

（開催時期・時間）

平成23年8月中旬～9月上旬

※開催時方法は2地区を1日で実施し、昼の部、夜の部に分けて実施する。

※開催時間は昼の部は13時30分～15時を予定。

夜の部は19時30分～21時を予定

（意見交換の内容）

・この条例制定の必要性

（対馬市の憲法、今後のまちづくりのあり方等）

・条例（案）の概要説明

・条例案に対する意見交換

・アンケートの実施

（市民への呼びかけ）

・各種団体、委員、区長等への案内

→各部署より、呼びかけを実施すべき各種団体等の把握。

・対馬市報6月号による周知

・CATV、対馬HP等による開催案内

（その他）

・条例（案）の市民にわかりやすいパンフレット作成。

・アンケート内容の検討及び作成

・条例名募集の案内 等

## 第6回

(仮称) 対馬市市民基本条例検討委員会

ワーキング部会資料1



●第7回対馬市市民基本条例検討委員会意見要旨

●(仮称)対馬市市民基本条例（たたき台）の協議  
決定内容（資料を含む。）

●ワーキング部会員からの条例に対する意見

●地域との意見交換（案）

平成23年5月30日（月）